

令和5年5月10日

飯能市立美杉台中学校 保護者 様

飯能市教育委員会
教育長 中村 力
飯能市立美杉台中学校
校長 戸口 智雄

令和5年5月8日以降における学校の対応について(通知)

日頃より、本市の教育行政並びに学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、長期にわたりご対応いただいていたことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において5類感染症に見直されることになりました。

つきましては、下記のとおり学校における感染症対策を変更いたします。引き続きお子様が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 健康観察

○毎日の体温チェック・提出等は不要となります。

※ただし、健康状態（朝の健康観察等）は継続的に把握していきます。

(2) 換気の確保

気候上可能な限り、常時換気に努めてまいります。

(3) マスクの着用について

○児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、登下校時に通勤ラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合、さらには校外学習等で高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用が推奨されることを踏まえ、必要な対応をお願いします。

○基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な対応をお願いします。

(4) 「黙食」は必要なくなります。ただし、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように十分注意していきます。

2 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

○以下の症状において、「出席停止」の対応といたします。

(1) 陽性者（有症状）

「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

(2) 陽性者（無症状）

「陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」

ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間とします。

(3) 体調不良者（医師等から登校を控えるよう指示された者）

「学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで」とします。

【参考】

| 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 |
|----|---------|----|----|------|------|------|----|--------------|-------------|-----|
| | | | | | | 登所可能 | | ※症状軽快し、1日経過後 | | |
| | 5日間出席停止 | | | | | | | | 10日間マスク着用推奨 | |
| 発症 | | | | 症状軽快 | 1日経過 | | | | | |

※ 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（せきや息苦しき等）が改善傾向にある状態を指します。

※ 同居家族が陽性となった場合、濃厚接触者の特定は行いませんので、登校は可能です。

3 部活動の対応について

(1) 活動停止における考え方について

○陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行いません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

(2) 活動停止期間中の公式大会等への参加について

○教育的な意義を踏まえ、教育委員会及び大会等主催者等と協議の上、参加の可否を判断します。

4 日々の教育活動について

(1) 学習活動について

日々の学習活動においては、マスク着用を求めないことを基本としつつ、換気等の感染防止対策の徹底とペアやグループ学習による対話的な学びの充実が両立するよう留意していきます。

(2) 学習機会の確保について

出席停止となる児童生徒への学びの保障については、体調不良の場合は体調回復を優先し、体調不良でない場合にはリモート授業を実施していきます。また、保護者からリモート授業の要請があるときには、児童生徒の体調や保護者の意向等を十分に聞き取ったうえで実施の有無を判断していきます。

(3) 学校行事や儀式的行事等への対応について

特別な制限や制約を設けることはありませんが、学校長の判断の下、安全を考慮して実施していきます。